

自立と分散で日本を変える
ふるさと知事ネットワーク
第3期 共同プロジェクト

企業の地方移転促進プロジェクト

参加県

福井県（リーダー県）

青森県、山形県、石川県、山梨県、長野県、三重県
奈良県、鳥取県、島根県、高知県、熊本県、宮崎県

1 プロジェクトの経緯、これまでの企業移転に向けた対応

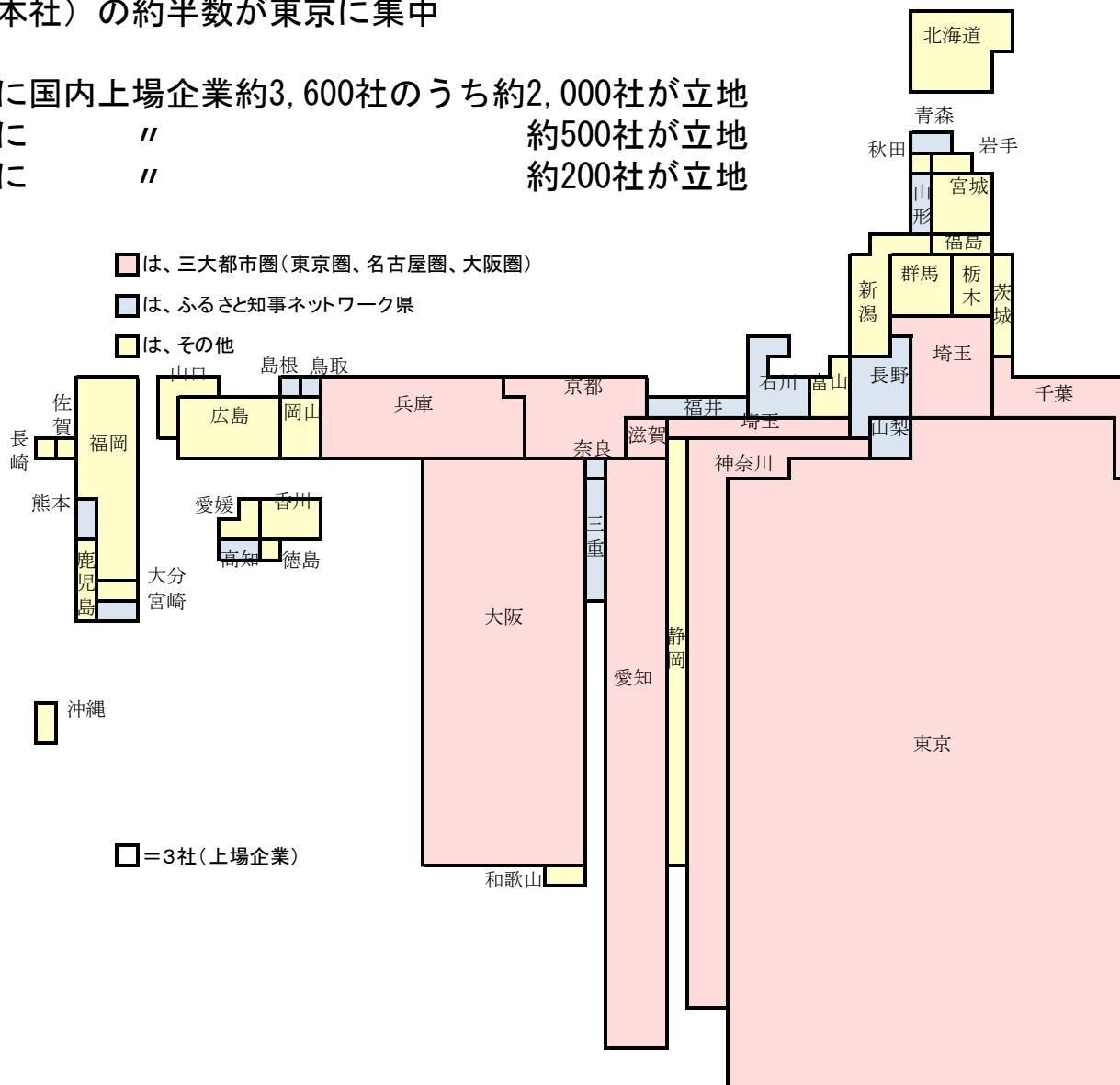
(1) 企業の地方移転の必要性（人口減少対策）

- ・我が国の人口減少問題に対応するには、人や企業の地方への分散促進と大都市の過密解消が課題
- ・出生率の低い大都市、とりわけ東京への企業の集中が、地方からの人の流出や少子化に拍車
- ・東京一極集中を是正し、地域活力の再生・創造を図り、子どもを産み育てやすい環境にある地方に若者が留まり、働き続けることができる雇用の場が必要
- ・さらに、都市部から地方へ人の流れをつくるには、本社機能の移転など、大都市の企業を地方に移転させる方策が求められる
- ・人の流れを変え、地方の活性化を進めようとする政府の取組みの方向性は、ふるさと知事ネットワークが提言してきた方向性と同じくするもの

【参考資料】大企業は三大都市圏へ過度に集中

・ 上場企業（本社）の約半数が東京に集中

東京都内に国内上場企業約3,600社のうち約2,000社が立地
 大阪府内に // 約500社が立地
 愛知県内に // 約200社が立地



(2) ふるさと知事ネットワークによる企業の地方移転に向けたこれまでの提言

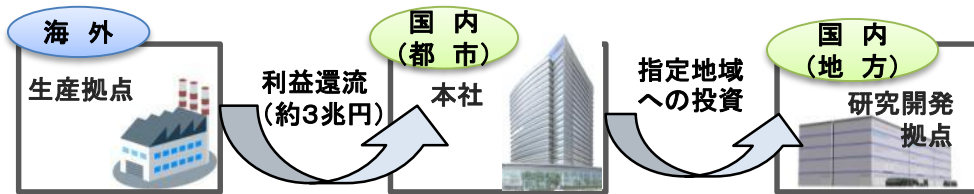
① 「新たな国づくりのための政策提案」 (平成25年8月)

政策提案 1 研究開発拠点の分散立地

○国内分散促進制度の創設

研究開発拠点を、子育て環境等に優れた地方へ分散立地 (誘導策)

- ① 施設整備等に対する補助
- ② 利子補給
- ③ 法人税等の軽減
- ④ 土地利用規制の緩和



分散立地促進地域(高出生率および人口減少対策地域)

- 高出生率地域 (出生率が1.50以上の地域)
※出生率1.50は20年前(1993年:バブル期終了直後)の全国平均相当
- 人口減少対策地域 (人口の社会増加率が全国平均以下の地域)



政策提案 2 企業立地補助金の益金不算入

○企業誘致にかかる優遇税制の創設

企業誘致のインセンティブを高めるため、補助金等の益金不算入制度を、地方に分散立地する企業に適用

《試算前提》 ・工場建設費100億円、補助金50億円、税率10%と想定

【現行】
補助金50億円は益金に算入

損金100億円
(設備投資)

損金・益金差額
△50億円
益金50億円
(補助金)

×税率10% = 税額△5億円

企業の税負担は
5億円減少

【見直し後】
補助金50億円は益金に不算入

損金100億円
(設備投資)

損金・益金差額
△100億円

×税率10% = 税額△10億円

②「自立と分散による地方創生を目指す緊急提言」（平成26年8月）

○企業の分散

「出生率の低い大都市への企業の集中が、地方の人・物の流出や少子化に拍車をかけている。子どもを産み育てやすい環境にある地方に若者がとどまり家庭を築くことは人口減少の歯止めになる。このため、若者が地方にとどまり働ける雇用の場を創出するため、大都市と地方の法人税に差を設けるなど、地方の企業に係る税負担を軽減し、地方への企業の分散を促す制度を創設すること。」

③ 「自立と分散で豊かな日本を ～新たな国づくりのための税制について～」 (平成24年5月) [新たな国づくり税制調査会]

新たな国づくり税制 企業の国内分散を促進する優遇税制の創設 [法人税、法人事業税]

『企業の海外流出防止』と『子育てしやすい地方への人の国内分散』を同時に実現

○ 地方圏等に一定の投資を行った法人に対して、5年間法人税等を軽減する優遇税制を創設

[優遇措置の内容]

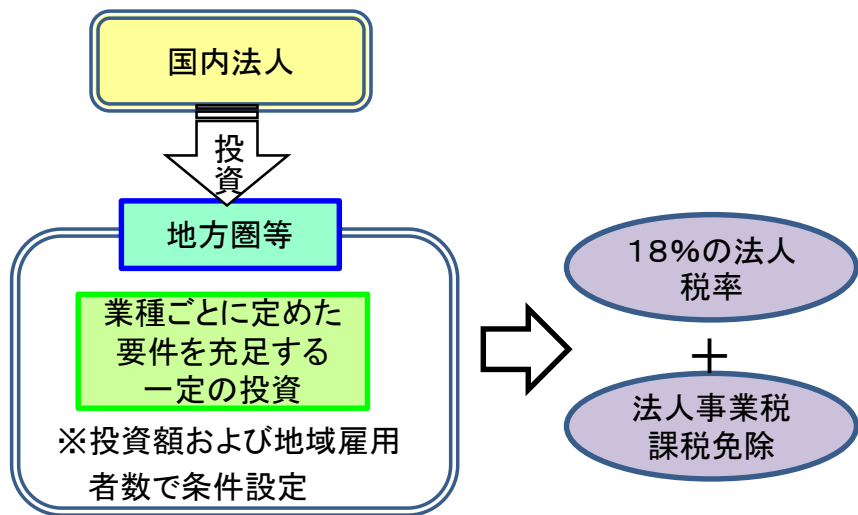
法人税	○地方圏等※に一定の投資を行った法人に対して、 18%の軽減税率を適用(5年間)
法人事業税	○地域雇用者数に応じて課税免除

※ 地方圏等の定義(ケース1)

「特定の資産の買換えの場合の課税の特例(企業移転促進を目的とした特例)」で使用する「既成市街地等(下表)」以外

区分	都府県名	既成市街地等
首都圏	東京都	23区・武蔵野市の全域等
	神奈川県	横浜市・川崎市の特定の区域
	埼玉県	川口市の特定の区域
近畿圏	大阪府	大阪市の全域等
	京都府	京都市の特定の区域
	兵庫県	神戸市等の特定の区域
中部圏	愛知県	名古屋市の特定の区域

[イメージ図]



※ 地方圏等の定義(ケース2)

社会増減の率に応じて、都道府県を社会増が大きい地域(抑制地域)、ニュートラルな地域、社会減が大きい地域(誘導地域)に3分類

抑制地域	社会増加率が高い順に並べ、人口シェアで4分の1に達するまでの都道府県
ニュートラル地域	抑制地域・誘導地域以外の都道府県
誘導地域	社会減少率が高い順に並べ、人口シェアで4分の1に達するまでの都道府県

(3) 最近の国の動き

①平成27年度税制改正（平成26年12月）

第一 平成27年度税制改正の基本的考え方

Ⅱ 地方創生・国家戦略特区

1 東京圏への人口集中の是正・各地域での住みよい環境の確保

(1) 地方拠点強化税制の創設

人口の東京への過度な集中を是正するためには、地方の企業において雇用の場を確保し、人材を定着させることが必要である。このため、地方公共団体における計画的・戦略的な企業誘致の取組みと相まって、企業が、その本社機能等を東京圏から地方に移転したり、地方においてその本社機能等を拡充する取組みを支援するため、本社等の建物に係る投資減税を創設するとともに、雇用の増加に対する税額控除制度（雇用促進税制）の特例を設ける。

【参考】 地方活力向上地域特定業務施設整備事業の概要

拡充型

地方において本社機能を拡充する場合

法人税の特例措置

オフィス減税

※取得価格2千万円以上（中小企業1千万円以上）が対象

事務所・研修所などの建物等の取得価額に対し
特別償却15% または 税額控除4%

雇用促進税制

※雇用保険一般被保険者の数が5人（中小企業は2人）以上の増加が対象

法人全体の雇用増加率が10%以上
増加雇用者1人当たり50万円を税額控除
法人全体の雇用増加率が10%未満
増加雇用者1人当たり20万円を税額控除

地方税の減収補填

【対象税目】

不動産取得税
固定資産税（3年間）

【対象施設等】

土地、建物、構築物、機械装置

移転型

東京23区から地方に本社機能を移転する場合

法人税の特例措置

オフィス減税

※取得価格2千万円以上（中小企業1千万円以上）が対象

事務所・研修所などの建物等の取得価額に対し
特別償却25% または 税額控除7%

雇用促進税制

※雇用保険一般被保険者の数が5人（中小企業は2人）以上の増加が対象

①増加雇用者1人当たり50万円/20万円を税額控除
②①に加え、増加雇用者（新規雇用及び東京からの移転）
1人当たり30万円の税額控除を追加
※②は最大3年間継続（計90万円）

地方税の減収補填

【対象税目】

事業税（3年間）
不動産取得税
固定資産税（3年間）

【対象施設等】

土地、建物、構築物、機械装置

中小企業基盤整備機構による債務保証

本社機能の地方移転に係る借入れまたは社債発行に対し機構が債務保証を実施（保証割合30%、限度額15億円）

②平成28年度税制改正（平成27年12月）

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

3 地方創生の推進・特区に係る税制上の支援措置

(2) 東京圏への人口集中の是正・各地域での住みよい環境の確保

① 地方拠点強化税制の拡充

平成27年度税制改正において地方拠点強化税制を創設し、本社機能等を東京圏から地方に移転したり、地方において本社機能等を拡充する企業を対象として、建物等に係る投資減税及び雇用促進税制の特例を導入した。今回、雇用促進税制について、一定の調整措置を講じた上で所得拡大促進税制との併用を可能とすることにより、地方において雇用を増やす企業の取組みを更に後押しする。

なお、本税制は、地方公共団体における計画的・戦略的な企業誘致の取組みを前提とするものであり、こうした観点から、対象地域の設定など、制度の運用状況を注視する。

③まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月）

【主な施策】

◎ (2)-(イ)-① 企業の地方拠点強化等

地域再生法（平成17年法律第24号）の改正法案を次期通常国会に提出し、地方公共団体が作成する地域再生計画に企業等の地方拠点強化に係る事業を新たに位置付けるとともに、事務所、研修施設等の本社機能の移転・新增設を行う事業者に対して支援措置（税制措置等）を講じる。こうした取組を効率的に進めるため、経済団体にも働きかけを行っていく。

また、多様な正社員の普及・拡大（「キャリアアップ助成金」の活用等）による更なる正社員化を実現し、2020年までに、若い世代の正規雇用労働者等（自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。）割合について、全ての世代と同水準を目指す（2013年は、15～34歳の割合92.2%、全ての世代の割合93.4%）。

◎ (2)-(イ)-③ 遠隔勤務（サテライトオフィス、テレワークの促進）

都市部に居住せずとも地方に住みながら仕事ができるような環境を整備するため、ICT基盤の整備を進め、関係府省庁で連携し、モデル実証等による好事例の把握やそれを踏まえた事例の周知や支援策の実施等を行う。さらに、地方への新しいひとの流れをつくるため、地方の実情や企業のニーズを踏まえつつ、モデルケースの検証を行い、ふるさとテレワークを推進する。これらの取組により、2020年までに、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカーを全労働者の10%以上（2013年度4.5%）とし、また、テレワーク導入企業数を2012年度比3倍（2012年度11.5%）に拡大する。

(ウ) 税制

個人や企業の行動インセンティブに影響する税制措置については、公平・中立・簡素の原則に基づいている必要があり、とりわけ地域の特性に応じた課題解決を促すための税制措置には、地域によって税負担が異なるという一国二制度に陥らないよう留意が必要である。その上で、「しごと」と「ひと」の好循環を生み出し、「まち」を活性化することに資する税制の在り方の検討を進める。

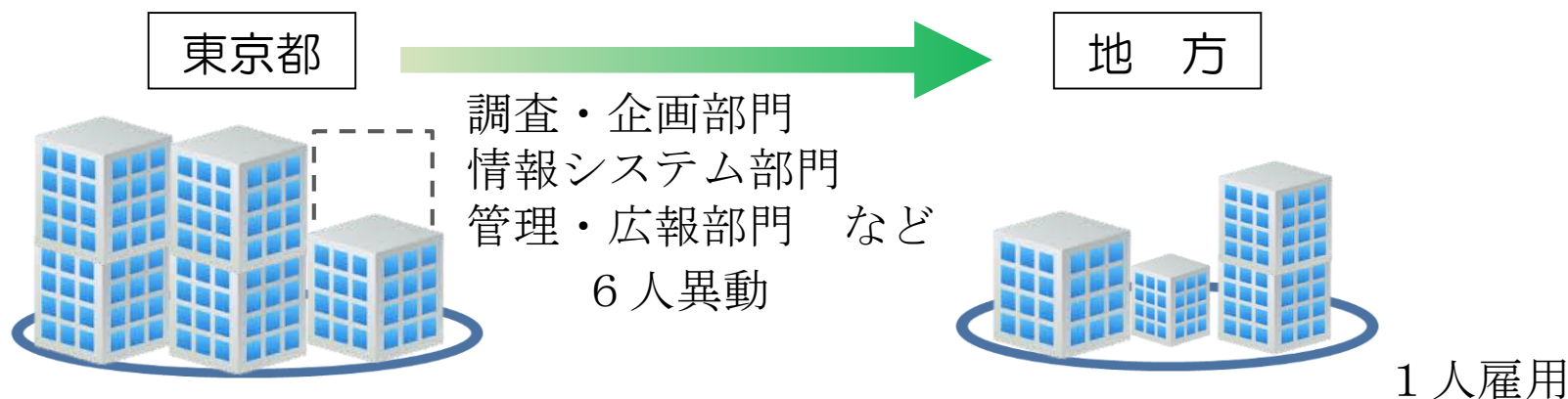
地方創生等の推進において、地方公共団体が自主性・主体性を最大限に発揮できるよう、地域間の税源の偏在是正を進めるとともに、地方税の応益原則を強化する観点等から、地方法人課税改革を進める。

- ◎地域間の税源の偏在是正等の地方法人課税改革の推進、ふるさと納税の拡充
- ◎地方創生に資する国家戦略特区における特例
- ◎地方における企業拠点の強化の促進
- ◎外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充
- ◎子、孫の結婚・妊娠・出産・子育てを支援

2 企業側の地方移転に関するニーズ

(1) 企業の地方移転の実例分析

移転事例①：A社（製造業、資本金6,000万円、従業員数約60人）



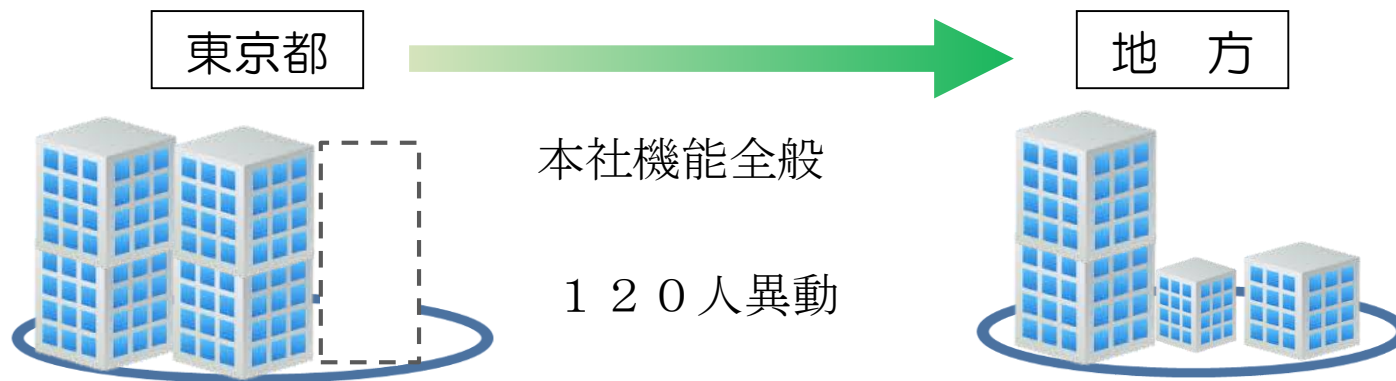
移転の理由

- 既存の自社施設との近接性
- 金融機関との近接性
- 物件の価格
- 自治体の優遇制度

移転のメリット

- 自治体によって本社機能を移転したことが宣伝されたことにより知名度が向上
- 地方の企業との関係が強化されビジネスチャンスが拡大

移転事例②：B社（製造業、資本金100億円以上、従業員数2,000人以上）



移転の理由

- 既存の自社施設との近接性
- 仕入先・原材料調達地との近接性

移転のデメリット

- 海外へのアクセスが悪化

移転のメリット

- 製造部門との重複業務を減らすことができ労務費が減少
- 本社機能の近くに製造部門があることで経営スピードが加速
- 従業員が集まったことで経営方針の浸透が容易

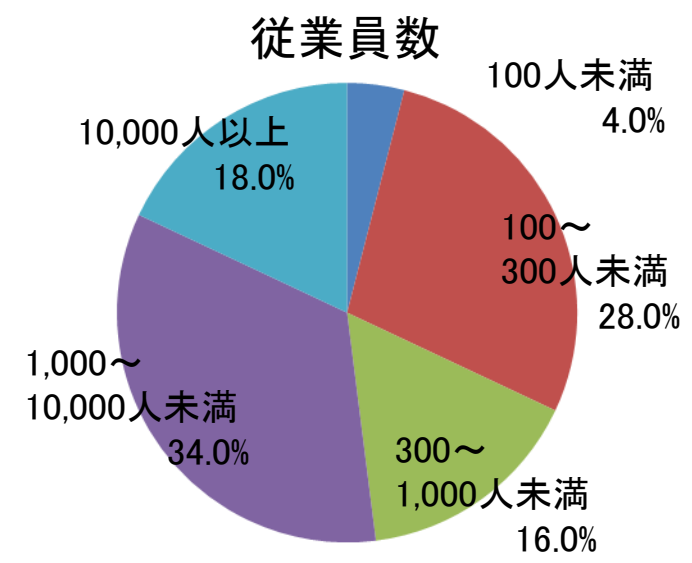
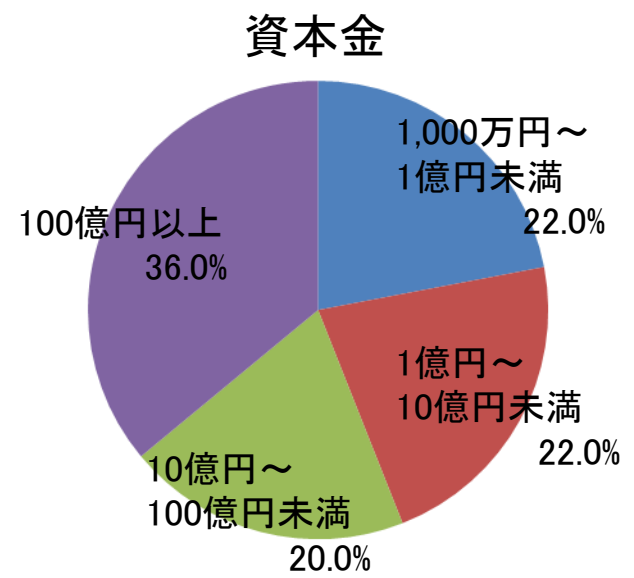
(2) 本社機能の地方移転に関するアンケート調査

企業の地方移転を進めるに当たり、企業の生の声を聞くため、東京を中心とした都市部の企業50社に本社機能移転に関するアンケート調査を実施

【調査概要】

調査対象 東京など都市部に所在する企業
調査期間 平成27年3月～5月
調査方法 記述式または対面聞き取りによる調査
回答企業数 50社

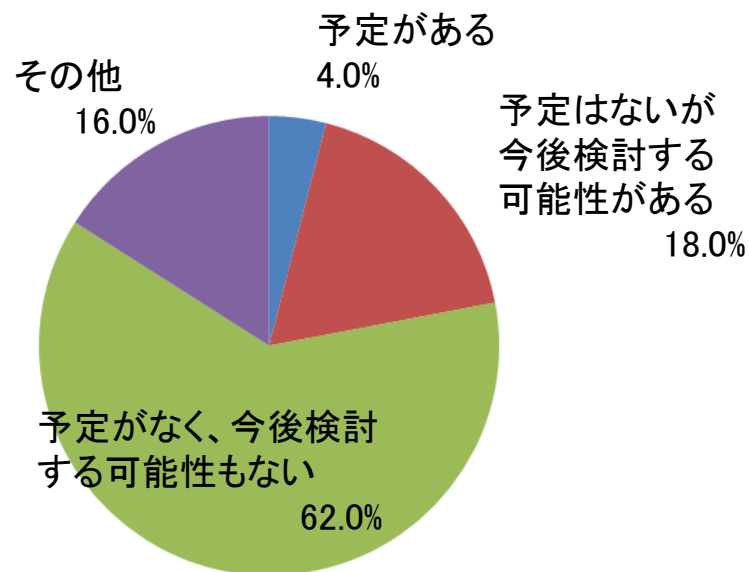
【回答企業の属性】



【回答結果】

問1 本社機能の地方移転の予定

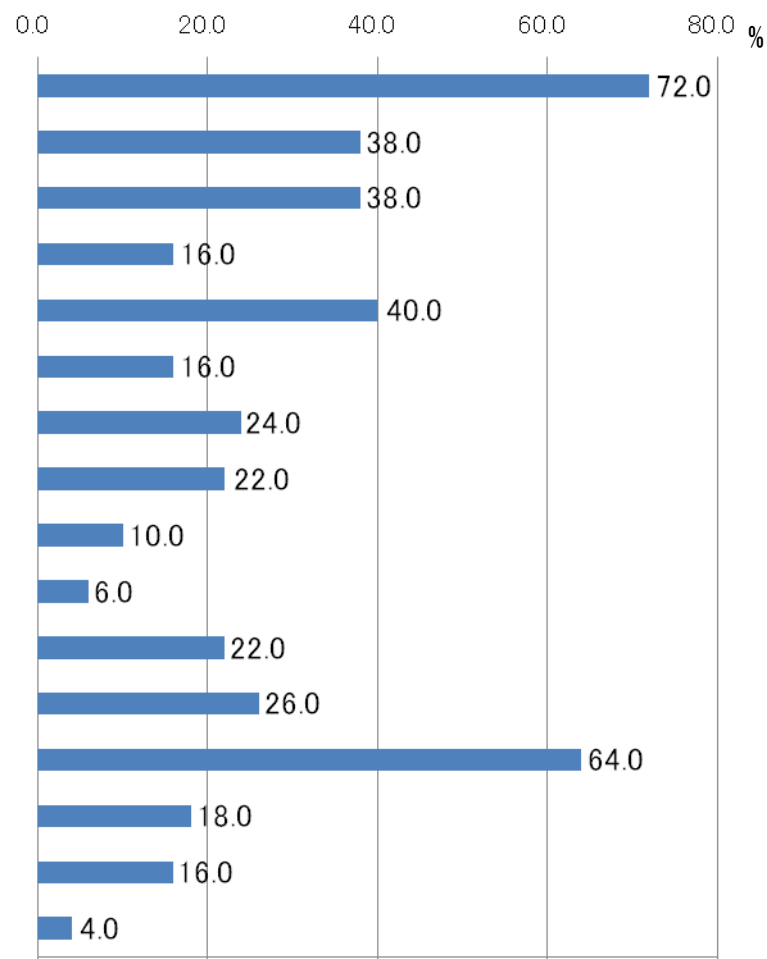
回 答	企業数	割合
1 予定がある	2社	4.0%
2 予定はないが、今後検討する可能性がある	9社	18.0%
3 予定がなく、今後検討する可能性もない	31社	62.0%
4 その他	8社	16.0%
計	50社	100.0%



- ・ 本社機能の地方移転の可能性のある企業（「予定がある」「予定はないが、今後検討する可能性がある」と回答した企業）は全体の2割程度。
- ・ 本社機能の地方移転を検討する可能性がない企業（「予定がなく、今後検討する可能性もない」と回答した企業）は全体の6割を超えており、こうした企業が地方移転を検討するきっかけが必要。

問2 本社機能の立地に際して重視する条件

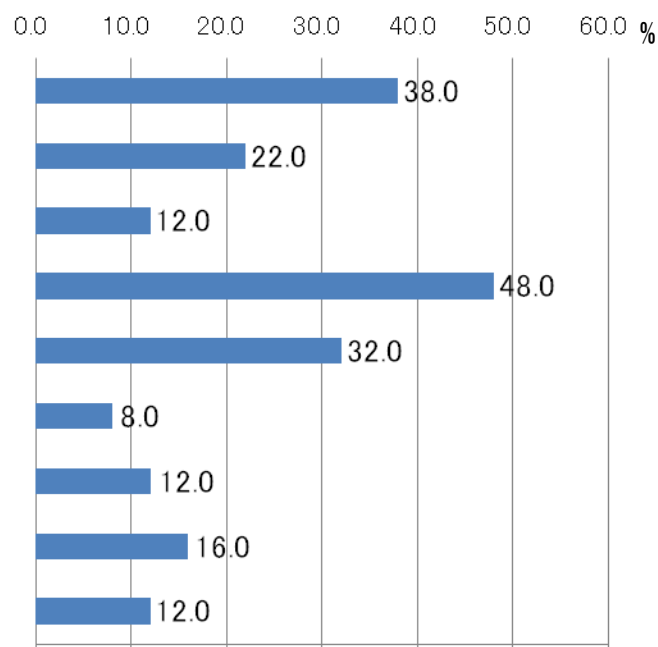
回 答(※複数回答)	企業数	割合
1 国内各地との交通アクセス	36社	72.0%
2 海外との交通アクセス	19社	38.0%
3 既存の自社施設との近接性	19社	38.0%
4 仕入先・原材料調達地との近接性	8社	16.0%
5 販売先・消費地との近接性	20社	40.0%
6 中央官公庁との近接性	8社	16.0%
7 金融機関本社(本店)との近接性	12社	24.0%
8 企業本社(他社)の集積	11社	22.0%
9 商業施設(店舗、飲食店等)の集積	5社	10.0%
10 教育・研究機関の集積	3社	6.0%
11 情報発信の容易性・効率性	11社	22.0%
12 物件(用地、オフィスビル)の価格	13社	26.0%
13 人材確保の容易性	32社	64.0%
14 自治体の優遇制度	9社	18.0%
15 その他	8社	16.0%
16 未回答	2社	4.0%



- ・「国内各地との交通アクセス」と「人材確保」と回答した企業が非常に多い。
- ・「自治体の優遇制度」など、都道府県レベルで対応できる条件は優先順位が低くなっている。

問3 本社機能の地方立地の問題点

回答(※複数回答)	企業数	割合
1 情報が不足する	19社	38.0%
2 費用が増加する	11社	22.0%
3 売上が伸びない(減少する)	6社	12.0%
4 人材が確保できない	24社	48.0%
5 他社や官公庁とのコミュニケーションが不足する	16社	32.0%
6 会社のイメージが低下する	4社	8.0%
7 特に問題はない	6社	12.0%
8 その他	8社	16.0%
9 未回答	6社	12.0%

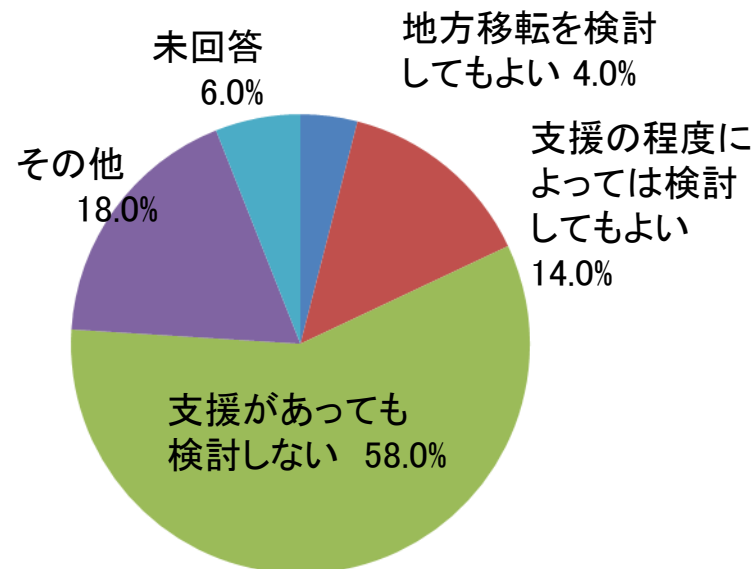


- 本社機能が地方に立地すると、本社機能に必要な「人材の確保」がネックになるとの回答が最も多い。
- 「情報不足」「他社や官公庁とのコミュニケーション不足」も大きな課題とされており、地方に立地しても情報が不足しない環境の整備や政府機関など官公庁の地方移転の必要性がうかがえる。
- また、「費用が増加する」と回答した企業が2割を超えることも注目される。

問4 本社機能の地方移転に対する費用を支援した場合の対応

(1) 初期費用を支援した場合に地方移転を検討してもよいと考えるか

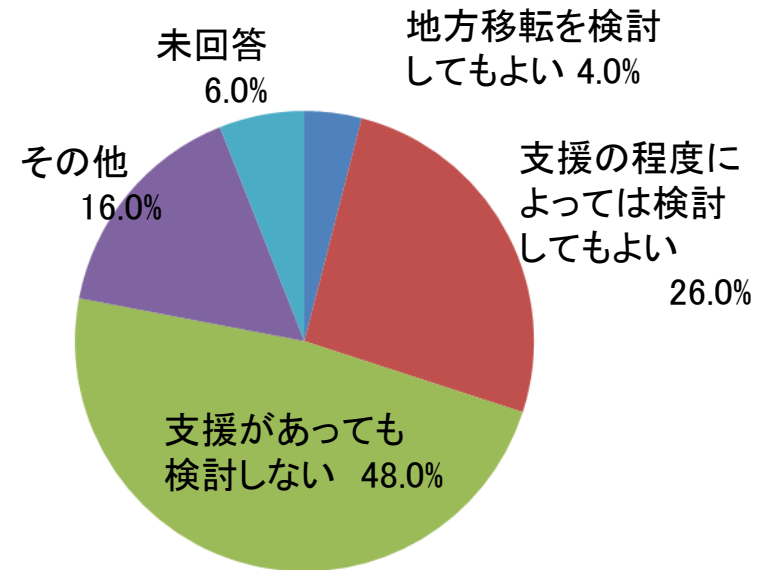
回答	企業数	割合
1 検討してもよい	2社	4.0%
2 支援の程度によっては検討してもよい	7社	14.0%
3 支援があっても検討しない	29社	58.0%
4 その他	9社	18.0%
5 未回答	3社	6.0%
計	50社	100.0%



- ・「支援があっても検討しない」と回答した企業が約6割と多い。
- ・移転検討の可能性のある企業（「検討してもよい」「支援の程度によっては検討してもよい」と回答した企業）は全体の約2割であり、問1の「地方移転の可能性のある企業」の割合と同程度にとどまる。
- ・イニシャルコストを支援しても、本社機能の地方移転のインセンティブにはなりにくい可能性がある。

(2) 経常的に費用を軽減する支援をした場合に地方移転を検討してもよいと考えるか

回答	企業数	割合
1 検討してもよい	2社	4.0%
2 支援の程度によっては検討してもよい	13社	26.0%
3 支援があっても検討しない	24社	48.0%
4 その他	8社	16.0%
5 未回答	3社	6.0%
計	50社	100.0%



- ・「支援があっても検討しない」と回答した企業は約5割と多いが、前問のイニシャルコスト支援と比べると減少している。
- ・移転検討の可能性がある企業（「検討してもよい」「支援の程度によっては検討してもよい」と回答した企業）は全体の3割となっており、問1の「地方移転の可能性がある企業」の割合を超えている。
- ・ランニングコストを軽減する支援策は、本社移転の地方移転のインセンティブとして効果的である可能性が高い。

3 企業の地方移転促進のための方策の取りまとめ

- 地方移転した企業実例やアンケート調査の結果から、本社機能の地方移転を進めるために必要な条件や課題について、一定の傾向が明らかになった。
- 企業が本社機能の立地に際して重視している交通アクセスの利便性や人材確保などの条件は、地方が抱える恒常的かつ長期的な課題である。解決のためには、地方の努力だけでなく、国の強いリーダーシップが必要であり、今後も解決の実現を強く求めていかなければならない。
- 一方、短期的に効果を上げるための支援のあり方として、移転の際の一時的な支援では、移転を促すだけのインセンティブになりにくい可能性があることがわかった。これに対し、経常的に企業の費用を軽減する支援は、地方移転を促す効果的なインセンティブになる可能性がある。
- これまでふるさと知事ネットワークでは人や企業の分散など、地方創生に向けた様々な提言を行い、一定の成果をあげてきたが、さらに企業の地方移転を進めるため、課題を改めて整理し、国への提言項目を取りまとめる。

【国への提言項目】

①交通アクセスの利便性の改善

・地方の高速交通網の整備の促進

高速道路ネットワークのミッシングリンクの解消や、地方の実情に応じたきめ細かな料金割引施策の導入など、地域の産業振興、企業の地方分散を進めるために不可欠な地域の高速交通網の整備等を促進すること。

・地方航空路線の維持・拡充等

地域が取り組む地方航空路線の維持・拡充対策について、国の支援を行うこと。

羽田空港発着枠の見直し配分等において、地方航空路線への配慮を行うこと。

羽田や伊丹などをハブ空港として利用する乗継制度の周知・利用を促進すること。

・地方港湾の整備の促進

地方に立地する企業の輸移出入の拠点となる地方港湾の整備等を促進すること。

②人材確保の容易性

・都市の大学等の地方分散および地方の大学等の魅力向上・充実

都市の大学等の新設を抑制し、地方の大学の定員増（新設を含む）の促進や、工学系、農学系など地方に研究資源が豊富にある分野の地方への大学キャンパスの移転など地方分散を促進すること。

また、地域に必要な人材の育成や、地域の多様な主体と連携し課題解決に取り組む大学等に対する運営費交付金等の配分見直しなど、地方の大学への支援を充実させること。

・都市住民による地方での社会貢献

企業の第一線で活躍していた元気な都市住民が、地方で社会貢献をできるように環境を整備すること。

・高度な職業教育を行う新たな高等教育機関の地方設置

都市から地方への新たな人の流れをつくるため、国において検討を進めている実践的な職業教育を行う高等教育機関を地方に優先的に設置するとともに、都市の大学や短期大学などを卒業した若者を地方に戻すことができるよう、博士、修士、専門職学位を習得できる課程を設けること。

③中央官公庁との近接性

- ・ 政府関係機関等の地方移転（分散）

企業の地方立地を進める観点から、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく政府関係機関等の地方移転を進めるに当たっては、地方の声を十分に尊重し、対象機関をさらに拡大すること。

また、移転に要する経費については、国において負担することを原則とすること。

なお、地方移転に当たっては、東京一極集中の是正という観点も踏まえ、一部の地方に偏ることのないよう配慮すること。

④移転コストの軽減

- ・ **地方の企業に係る税負担の軽減**

経常的に企業の費用を軽減する支援は、地方移転を促すインセンティブとして効果的であり、地方の税財源への影響に配慮しつつ、大都市と地方の法人税に差を設けるなど、地方の企業に係る税負担を軽減し、地方への企業の分散を促す制度を創設すること。

また、企業の地方拠点強化税制についても拡充を図ること。

- ・ **研究開発拠点国内分散促進制度の創設**

研究開発拠点を子育て環境等に優れた地方へ分散立地するための制度を創設すること。

- ・ **企業立地補助金の益金不算入**

企業誘致のインセンティブを高めるため、補助金等の益金不算入制度を、地方に分散立地する企業に適用すること。